

平成22年度における任意継続組合員の掛金率と平均給料月額が決定しましたのでお知らせします。

年度	任意継続掛金率		平均給料月額
	短期掛金率	介護掛金率	
平成22年度	93.4 / 1000	12.4 / 1000	336,000円
平成21年度	93.4 / 1000	10.4 / 1000	340,000円

※介護掛金については、40歳以上65歳未満の方が対象となります。
 ※平均給料月額とは、1月1日現在の全組合員の平均給料月額です。(平成22年度は、平成22年1月1日現在)

平成二十二年
任意継続組合員の
掛金率・平均給料月額が決定しました

平成21年度末退職者の任意継続掛金 (平均給料月額で算定した場合)

336,000円×93.4/1000=31,382円・・・短期掛金1ヵ月分

336,000円×12.4/1000= 4,166円・・・介護掛金1ヵ月分

	短期掛金	介護掛金	合計
6ヵ月前納	186,763円	24,793円	211,556円
12ヵ月前納	369,898円	49,104円	419,002円

※任意継続掛金の払い込み方法は、「6ヵ月前納」・「12ヵ月前納」があります。
 ※任意継続組合員を更新する方は、前納率の違いから金額が若干異なります。

育児休業手当金の改正について

— 育児休業期間中支給分と職場復帰後支給分の統合 —

組合員が組合員の3歳に満たない子の育児のために育児休業を取るときは、その子が1歳に達するまでに取得した休業期間について育児休業手当金が支給されます。

現在は、育児休業期間中に給料日額の30/100が支給(育児休業期間中支給)され、休業期間終了後または子が1歳に達した後、引き続き6ヵ月以上組合員である場合に給料日額の20/100が支給(職場復帰後支給)されています。

今回の改正で平成22年4月1日以後に育児休業を取得する組合員は、育児休業期間中支給分と職場復帰後支給分が統合された給料日額の50/100が育児休業期間中に支給されることになりました。

		平成22年3月31日までに 育児休業を取得	平成22年4月1日以後 育児休業を取得
給付率	育児休業期間中支給	30/100	50/100
	職場復帰後支給	20/100	廃止

<参考> 育児休業手当金支給額 給料日額(給料の1/22の額)×1.25(特別職は1)×給付率×休業日数

附加金廃止のお知らせ

当組合の短期給付財政は、拠出金をはじめとした支出の増加により厳しい状況にあります。

近年は、短期給付の保険料率を大幅に引上げ収支のバランスを図っていますが、支出の抑制が1つの課題です。

平成22年2月26日に開催された第163回組合会において慎重に協議した結果、支出の抑制を図る観点からやむを得ず、平成22年3月末日をもって『入院附加金』及び『傷病手当金附加金』を廃止することが決定しましたのでお知らせします。

●入院附加金(組合員が引き続き7日以上入院した場合の給付)

但し、平成22年3月入院分までは支給します。

※保健事業の家族療養助成金(被扶養者が引き続き7日以上入院した場合の給付)も入院附加金に準じ廃止します。

●傷病手当金附加金(傷病手当金終了後、引き続き休職している組合員に6ヵ月間支給する給付)

経過措置として、平成22年3月31日までに傷病手当金の支給が開始された方で、平成22年4月1日以降に傷病手当金附加金の受給権を有した場合は支給します。

【お問い合わせ先】 共済組合保険課 TEL 029-301-1413